

【介護休業及び介護両立支援制度等に関する事項の周知】

※各制度の詳細は、組合ホームページの「育児・介護休業に関する規程」をご確認ください

1. 介護休業は介護の体制を構築するための休業です

対象者	要介護状態にある家族を介護する職員。 ただし、期間契約職員にあつては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日から起算して93日を経過する日から6カ月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない職員に限る。 <対象外> 組合と労働組合の協定に基づき除外するもの ①入協1年未満の職員 ②申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 ③1週間の所定労働日数が2日以下の職員	 <p style="text-align: center;">規程</p>
期間	対象家族1人につき、通算93日の範囲内で職員が申し出た期間。	
対象家族の範囲	配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫	
申出期限	原則、休業の2週間前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。	
分割取得	3回に分割して取得可能	

■介護休業には、介護休業給付の支給があります

受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。

2. 介護休暇は日常的な介護のニーズにスポット的に対応するための休暇です

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護その他の世話をを行うために、休暇が取得できます。
対象者	要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員。 <対象外> 組合と労働組合の協定に基づき除外するもの ①1週間の所定労働日数が2日以下の職員
申出期限	前日までに所属長に申し出てください。

3. その他の両立支援制度も利用して、仕事と介護を両立しましょう

(1) 所定外労働の免除 ※事業の正常な運営に支障がある場合は、申出を拒むことがあります

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、所定外労働の免除を申し出ることができます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する職員。 <対象外> 組合と労働組合の協定に基づき除外するもの ①入協1年未満の職員 ②1週間の所定労働日数が2日以下の職員
期間	1回につき、1か月以上1年以内の期間
申出期限	1か月前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。

(2) 時間外労働の制限 ※事業の正常な運営に支障がある場合は、申出を拒むことがあります

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働の制限を申し出ることができます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する職員。 <対象外> ①入協1年未満の職員 ②1週間の所定労働日数が2日以下の職員
期間	1回につき、1か月以上1年以内の期間
申出期限	1か月前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。

(3) 深夜業の制限 ※事業の正常な運営に支障がある場合は、申出を拒むことがあります

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、午後10時から午前5時までの深夜業の制限を申し出ることができます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する職員。 <対象外> ①入協1年未満の職員 ②対象家族と同居している介護ができる16歳以上の家族がいる職員 ③1週間の所定労働日数が2日以下の職員 ④所定労働時間の全部が深夜にあたる職員
期間	1回につき、1か月以上6か月以内の期間
申出期限	1か月前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。

(4) 介護のための短時間勤務制度

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1日の所定労働時間を6時間とすることができます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する職員。 <対象外> 組合と労働組合の協定に基づき除外するもの ①入協1年未満の職員 ②1週間の所定労働日数が2日以下の職員
期間	対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年の間
申出期限	2週間前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。